

JVA REPORT

4

'12 APRIL NO.151

MAIN REPORTS

- ●2011年統計調査結果報告
 - ~総売上金額は2610億8400万円、前年比98.0%~
- ●著作権法改正案、国会へ
 - ~CSSやCPRM等の暗号型著作権保護技術の 回避規制明確化へ~

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

一般社団法人日本映像ソフト協会会報

〒104-0045 東京都中央区築地2丁目12番地10号(築地MFビル26号館3階) 電話:03-3542-4433 FAX:03-3542-2535 http://www.jva-net.or.jp 編集・発行 一般社団法人 日本映像ソフト協会 2012年4月5日発行



2011 年統計調査結果報告	2
著作権法改正案、国会へ	6
JASRAC、映画録音使用料の変更を届出	7
知財推進事務局へ意見書を提出	7
第 310、311 回定例理事会開催報告	9
違法対策活動 全国都道府県警察に感謝状を贈呈	9
国際部会開催報告	1(
不正商品対策協議会	1(
CODA コンテンツ海外流通促進機構	11
NEXT 第3回「Ultra Violet について」	12
リレーエッセイ ⑭	13
日誌に見る協会の動き	13
月間売上速報(2011 年 12 月、2012 年 1 月、2 月)	14

総売上金額は2610億8400万円、前年比98.0% 「販売用」97.6%、「レンタル店用」98.5%、 両市場ともわずかに及ばず

統計調査委員会 (八十河恒治委員長 (株ポニーキャニオン) は、2011年のメーカー出荷の統計調査結果を3月13日 (火) に発表した。

上半期は前年同期を上回る実績となり好調に推移したが、震災による影響や世界的な不況などを背景に 下半期の実績が伸びず、年間通しては前年を下回る結果となった。以下にその概要について報告する。

<2010年調査結果の概要>

1.2011年のビデオソフトの総売上は2610億8400万円で前年比98.0%となった。

上半期実績では前年同期比105.3%と前年同期を上回る 実績であったが、震災による自粛傾向や世界的な経済の 低迷などを背景に、下半期の実績が前年同期比92.1%と なり、年間実績では前年割れすることとなった(表1、 図1)。

2.ビデオソフトの総売上金額をメディア別に見てみる

と、DVDビデオが2005億3000万円で前年比91.4%(構成比76.8%)と前年を割り込む一方で、ブルーレイが605億5400万円で前年比128.3%と伸長し、構成比も23.2%を占めるまでに拡大してきている(表1)。

3.ビデオソフト全体の売上金額を流通チャネル別に見てみると、「販売用」「レンタル店用」「業務用」のそれぞれの割合は、69.2:30.3:0.5となり、前年の比率とほとんど変化はなかった。

▼表1.ビデオソフトの売上

マヌロピノカノノロジルエ			日刀円			10
摘 要	合計金額	構成比	前年比	合計数量	構成比	前年比
DVDビデオ	200,530	76.8%	91.4%	68,194,786	82.7%	88.3%
ブルーレイ	60,554	23.2%	128.3%	14,225,427	17.3%	112.1%
ビデオソフトの総売上	261,084	100.0%	98.0%	82,420,213	100.0%	91.7%

[※]回答社数の左辺は上半期の回答社数、右辺は下半期の回答社数

▼表2.DVDビデオの流通チャンネル別売上

			日カ門			1X		
	DVDビ	デオの売	上金額	DVDビデオの売上数量				
	金額	構成比	前年比	数量	構成比	前年比		
販売用(個人向)	123,059	61.4%	87.7%	39,229,560	57.5%	83.6%		
レンタル店用(個人向)	76,269	38.0%	97.7%	28,377,147	41.6%	95.8%		
業務用	1,202	0.6%	120.4%	588,079	0.9%	89.1%		

▼表3.ブルーレイの流通チャンネル別売上

			自力円			权			
	ブルー	レイの売」	上金額	ブルーレイの売上数量					
	金額	構成比	前年比	数量	構成比	前年比			
販売用(個人向)	57,574	95.1%	128.6%	12,777,337	89.8%	114.0%			
レンタル店用(個人向)	2,907	4.8%	123.6%	1,377,459	9.7%	94.3%			
業務用	73	0.1%	121.7%	70,631	0.5%	430.9%			

▼表4.ビデオソフト全体の流通チャンネル別売上

			百万円			枚			
	ビデオソフ	小全体の	売上金額	ビデオソフト全体の売上数量					
	金額	構成比	前年比	数量	構成比	前年比			
販売用(個人向)	180,633	69.2%	97.6%	52,006,897	63.1%	89.5%			
レンタル店用(個人向)	79,176	30.3%	98.5%	29,754,606	36.1%	95.7%			
業務用	1,275	0.5%	120.5%	658,710	0.8%	97.4%			

図1.ビデオソフトの売上金額の推移

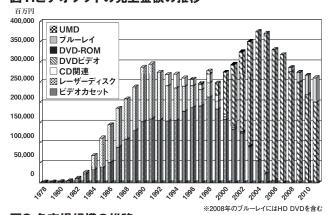
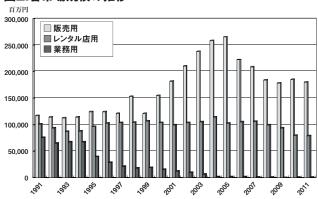


図2.各市場規模の推移



「販売用」全体の売上金額は1806億3300万円で前年比97.6%となった。5年ぶりに前年を上回った2010年に引き続いての前年越えが期待されたが、震災や不況といった影響もあってか、わずかながら前年を下回る結果となった。「販売用」の全体金額におけるDVDビデオとブルーレイの割合は68.1:31.9となり、ブルーレイの割合が増大してきている。「販売用」DVDの売上金額の前年比が87.7%であったのに対し、「販売用」ブルーレイは同128.6%と伸長しており、徐々にDVDからブルーレイへとシフトしてきている様子がうかがえる(表2、3、4、図3)。

4.ビデオソフト全体の「販売用」の売上金額をジャンル

別に見てみると、構成比1位は29.6%を占める『日本のアニメーション(一般向け)』だったが、前年比は96.6%とやや前年を割込んだ。2位の『音楽(邦楽)』は構成比22.2%を占め前年比108.2%と好調、3位の『洋画』は構成比13.9%で前年比は87.7%と割込んだ。続く『邦画』(構成比6.4%)も同87.3%、5位の『芸能・趣味・教養』(構成比5.2%)も同88.3%となっている(表5、図5)。

売上金額に占めるブルーレイの割合をジャンル毎に見てみると、『日本のアニメーション(一般向け)』は58.2%を占めることとなり、ブルーレイの構成比が過半となった。『音楽(邦楽)』は、前年は4.1%に過ぎなかったが本年は11.8%にまでに上昇、『洋画』も38.5%から47.5%に、『邦画』も20.3%から26.0%に上昇している。

図3. 「販売用」売上金額の推移(メディア別)

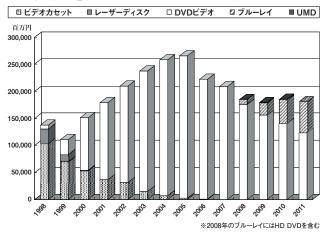
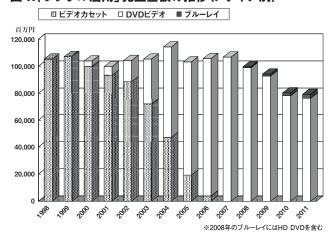


図4. 「レンタル店用」売上金額の推移(メディア別)



▼表5.ビデオソフト全体 (DVD+BD+UMD)の流通チャンネル別売上金額

百万円

ジャンル	販売用	構成比	前年比	レンタル店用	構成比	前年比
邦画(TVドラマを除く)	11,579	6.4%	87.3%	13,234	16.7%	133.8%
日本のTVドラマ	8,782	4.9%	70.4%	5,883	7.4%	85.3%
洋画(TVドラマを除く)	25,045	13.9%	87.7%	15,634	19.8%	76.0%
海外のTVドラマ	6,464	3.6%	114.0%	10,878	13.7%	93.6%
アジアの映画	1,339	0.7%	417.1%	1,047	1.3%	207.3%
アジアのTVドラマ	6,657	3.7%	113.3%	8,701	11.0%	111.0%
日本のアニメーション(一般向け)	53,430	29.6%	96.6%	14,612	18.5%	103.5%
海外のアニメーション(一般向け)	3,654	2.0%	83.4%	1,576	2.0%	80.8%
日本の子供向け(アニメーション)	3,616	2.0%	155.0%	3,046	3.9%	85.8%
日本の子供向け(アニメーション以外)	2,098	1.2%	82.7%	1,318	1.7%	97.6%
海外の子供向け(アニメーション)	769	0.4%	89.3%	615	0.8%	144.0%
海外の子供向け(アニメーション以外)	21	0.0%	123.5%	6	0.0%	40.0%
音楽(邦楽)	40,084	22.2%	108.2%	11	0.0%	122.2%
音楽(洋楽)	3,304	1.8%	96.7%	31	0.0%	387.5%
ビデオカラオケ	42	0.0%	110.5%	0	0.0%	ERR
芸能·趣味·教養	9,320	5.2%	88.3%	1,957	2.5%	133.5%
スポーツ	710	0.4%	70.0%	6	0.0%	37.5%
学校教育·企業教育·語学教育	246	0.1%	93.2%	4	0.0%	21.1%
成人娯楽	20	0.0%	76.9%	0	0.0%	0.0%
その他	3,453	1.9%	322.7%	617	0.8%	390.5%
計	180,633	100.0%	97.6%	79,176	100.0%	98.5%

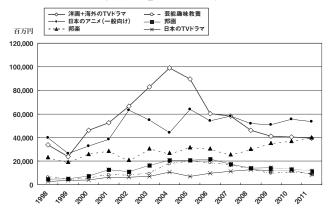
5.ビデオソフト全体の「レンタル店用」は、791億7600万 円で前年比98.5%となった。

上半期の実績では前年同期比106.4%と好調だったが、 下半期は同92.0%と前年同期を割込むこととなり年間実績 はわずかながら前年にとどかなかった。レンタル全体に 占めるブルーレイの割合は3.7%に留まっており、前年の 2.9%に比較しても大きな伸長とはなっていない(表 4、 図4)。

6.DVDビデオの「販売用」の売上金額は1230億5900万円 で、前年比87.7%と落ち込みが大きかった。売上金額を ジャンル別に見てみると、構成比1位は『音楽(邦 楽)』となり、シェアも前年の25.3%から28.7%へと上昇

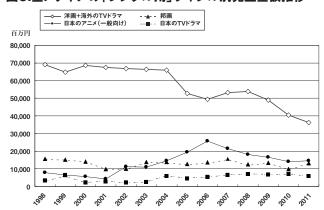
した。しかしながら、前年比は99.6%となりわずかに前年 にとどかなかった。構成比2位は『日本のアニメーショ ン(一般向け)』で18.2%を占め前年の21.3%から3%ほど シェアを落とした。同ジャンルはDVDからブルーレイへ の移行が進んでいるため、前年比は74.9%と縮小傾向が顕 著になっている。3位の『洋画』も構成比12.5%から10.7% に落とし、前年比は74.9%となった。 4位は『芸能・趣 味・教養』で構成比7.1%、前年比86.6%、5位は『邦画』 で構成比7.0%、前年比81.0%となり、主だったジャンルで 軒並み前年を割込むこととなった(表6)。

図5.全メディアの「販売用」ジャンル別売上金額推移



2003年までは、カセット+DVD+LD、2004年-2006年はカセット+DVD、2007年はDVDのみ、 2008年-2010年は、DVD+BD+UMD、2011年はDVD+BD

図6.全メディアの「レンタル用」ジャンル別売上金額推移



1999年まではカセットのみ、2000年-2006年まではカセット+DVD、2007年はDVDのみ、 2008年-2011年はDVD+BD

▼表6.DVDビデオのジャンル別売上

중국제

									百万円
ジャンル	合計金額	構成比	前年比	販売用	構成比	前年比	レンタル店用	構成比	前年比
邦画(TVドラマを除く)	21,658	10.8%	104.9%	8,566	7.0%	81.0%	12,884	16.9%	130.5%
日本のTVドラマ	13,655	6.8%	72.3%	7,769	6.3%	64.9%	5,878	7.7%	85.3%
洋画(TVドラマを除く)	26,807	13.4%	74.3%	13,159	10.7%	74.9%	13,586	17.8%	73.5%
海外のTVドラマ	16,434	8.2%	97.4%	5,578	4.5%	106.5%	10,852	14.2%	93.5%
アジアの映画	2,112	1.1%	275.0%	1,077	0.9%	409.5%	1,033	1.4%	205.0%
アジアのTVドラマ	14,838	7.4%	109.4%	6,200	5.0%	107.8%	8,638	11.3%	110.5%
日本のアニメーション(一般向け)	37,219	18.6%	83.9%	22,359	18.2%	74.9%	14,446	18.9%	102.7%
海外のアニメーション(一般向け)	2,690	1.3%	68.1%	1,280	1.0%	60.9%	1,372	1.8%	75.8%
日本の子供向け(アニメーション)	6,599	3.3%	111.5%	3,448	2.8%	149.2%	3,041	4.0%	85.7%
日本の子供向け(アニメーション以外)	3,137	1.6%	80.8%	1,816	1.5%	71.6%	1,318	1.7%	97.6%
海外の子供向け(アニメーション)	1,306	0.7%	103.3%	711	0.6%	85.1%	589	0.8%	140.9%
海外の子供向け(アニメーション以外)	26	0.0%	81.3%	20	0.0%	117.6%	6	0.0%	40.0%
音楽(邦楽)	35,451	17.7%	99.7%	35,353	28.7%	99.6%	11	0.0%	137.5%
音楽(洋楽)	3,214	1.6%	98.9%	3,183	2.6%	98.1%	31	0.0%	442.9%
ビデオカラオケ	47	0.0%	106.8%	42	0.0%	110.5%	0	0.0%	ERR
芸能·趣味·教養	10,775	5.4%	92.4%	8,792	7.1%	86.6%	1,957	2.6%	133.5%
スポーツ	693	0.4%	69.9%	677	0.6%	69.4%	6	0.0%	37.5%
学校教育·企業教育·語学教育	374	0.2%	113.0%	246	0.2%	93.2%	4	0.0%	21.1%
成人娯楽	91	0.1%	275.8%	20	0.0%	76.9%	0	0.0%	0.0%
その他	3,404	1.7%	281.3%	2,763	2.3%	266.2%	617	0.8%	390.5%
擂	200,530	100.0%	91.4%	123,059	100.0%	87.7%	76,269	100.0%	97.7%

2011年統計調查報告

7.DVDビデオの「レンタル店用」売上金額は762億6900 万円で前年比97.7%となった。

DVDビデオの「レンタル店用」の売上金額をジャンル別に見てみると、『日本のアニメーション (一般向け)』の構成比 (18.9%)がはじめて『洋画』の構成比 (17.8%)を抜いて1位となった (ブルーレイの「レンタル店用」と合計すると、『洋画』が1位 (19.8%)、『日本のアニメーション (一般向け)』が2位 (18.5%))。『日本のアニメーション (一般向け)』の前年比は102.7%と伸長したのに対し、『洋画』は同73.5%と大きく後退した。『邦画』が構成比3位 (16.9%)となり前年比130.5%と好調だった。4位 (14.2%)の『海外のTVドラマ』は同93.5%と割込んだが、5位 (11.3%)の『アジア

のTVドラマ』は同110.5%と好調だった。(表6)

8.ブルーレイの売上金額は605億5400万円で前年比128.3% と伸長した。

ブルーレイの売上金額のうち95.1%を「販売用」が占め、575億7400万円(前年比128.6%)となった。「販売用」の売上金額をジャンル別に見てみると、半分以上の54.0%を『日本のアニメーション(一般向け)』が占めた(前年比122.0%)。続いて『洋画』が20.6%を占めて2位(前年比108.2%)となった。『音楽(邦楽)』が前年比307.8%と大きく伸長し、構成比3位(8.2%)につけた。『邦画』の構成比は5.2%で前年比112.1%、第4位となった。

一方、「レンタル店用」は29億700万円でブルーレイの 売上金額全体の4.8%にとどまっている。売上金額のジャンル別では未だ偏りが見られ、『洋画』が70.5%を占めているが、前年比98.1%と割込んだ。第2位の『邦画』の構成比は12.0%と『洋画』には大きく水をあけられているが、前年比では1750.0%と大きな伸長となった(表7)。

▼表7.ブルーレイのジャンル別売上

百万円

ジャンル	合計金額	構成比	前年比	販売用	構成比	前年比	レンタル店用	構成比	前年比
邦画(TVドラマを除く)	3,363	5.6%	124.1%	3,013	5.2%	112.1%	350	12.0%	1750.0%
日本のTVドラマ	1,018	1.7%	199.6%	1,013	1.8%	201.0%	5	0.2%	83.3%
洋画(TVドラマを除く)	13,934	23.0%	106.6%	11,886	20.6%	108.2%	2,048	70.5%	98.1%
海外のTVドラマ	912	1.5%	207.3%	886	1.5%	206.0%	26	0.9%	260.0%
アジアの映画	276	0.5%	467.8%	262	0.5%	451.7%	14	0.5%	1400.0%
アジアのTVドラマ	520	0.9%	342.1%	457	0.8%	359.8%	63	2.2%	252.0%
日本のアニメーション(一般向け)	31,298	51.7%	122.3%	31,071	54.0%	122.0%	166	5.7%	338.8%
海外のアニメーション(一般向け)	2,578	4.3%	106.4%	2,374	4.1%	104.1%	204	7.0%	143.7%
日本の子供向け(アニメーション)	173	0.3%	786.4%	168	0.3%	763.6%	5	0.2%	ERR
日本の子供向け(アニメーション以外)	282	0.5%	14100.0%	282	0.5%	14100.0%	0	0.0%	ERR
海外の子供向け(アニメーション)	84	0.1%	240.0%	58	0.1%	223.1%	26	0.9%	288.9%
海外の子供向け(アニメーション以外)	2	0.0%	ERR	1	0.0%	ERR	0	0.0%	ERR
音楽(邦楽)	4,736	7.8%	307.3%	4,731	8.2%	307.8%	0	0.0%	0.0%
音楽(洋楽)	121	0.2%	68.8%	121	0.2%	69.1%	0	0.0%	0.0%
ビデオカラオケ	0	0.0%	ERR	0	0.0%	ERR	0	0.0%	ERR
芸能·趣味·教養	528	0.9%	131.7%	528	0.9%	131.7%	0	0.0%	ERR
スポーツ	33	0.1%	84.6%	33	0.1%	84.6%	0	0.0%	ERR
学校教育·企業教育·語学教育	0	0.0%	ERR	0	0.0%	ERR	0	0.0%	ERR
成人娯楽	0	0.0%	ERR	0	0.0%	ERR	0	0.0%	ERR
その他	696	1.2%	2175.0%	690	1.2%	2156.3%	0	0.0%	ERR
計	60,554	100.0%	128.3%	57,574	100.0%	128.6%	2,907	100.0%	123.6%

本調査報告についての注意点

■調査数字について

- 1.本報告は、JVA加盟の正会員社による出荷段階の売上をまとめた統計である。正会員者が扱っている会員外社の作品についてもその実績を含んでいる。
- 2.2011年調査から、UMDを調査の対象外とした。そのため、ビデオソフトの総売上についての前年比算出には、当該期のUMDの実績を除いた数値を用いている。
- 3.返品分は金額、数量とも調査時点において差し引いている。
- 4.マイナス計上となった場合、前期比、前年比をERR(エラー)とし、構成比はマイナス分を除いて計算している。
- 5.ブルーレイとDVDのコンボ作品はブルーレイにカウントしている。
- 6.レンタル店用には通常レンタルのほか、レベニューシェアリング方式によるものも含む。

■ジャンルについて

1. 「日本の子供向け(アニメーション)」などにある"子供向け"とは、目安として10歳以下の子供を対象とした作品を指す。

著作権法改正案、国会へ ~CSSやCPRM等の暗号型著作権保護技術の回避規制明確化へ~

3月9日に著作権法の一部を改正する法律案が国会に提 出された。改正法案では、昨年立法が予定されていた権利 制限の一般規定、技術的保護手段の範囲の見直しのほか、 国立国会図書館のデジタル化資料の公立図書館等への送信 等が含まれている。

権利制限の一般規定は、私的使用目的の複製に関する30 条の後ろに、文化審議会著作権分科会報告書のAからCの 三類型が、それぞれ30条の2、30条の3、30条の4として 追加されている。

また、これまでCSSの要素技術である暗号型技術は、 CPRMと同じ仕組みの技術にもかかわらず、アクセスコン トロールとされていた。昨年の文化審議会著作権分科会で は、暗号型技術は複製の防止又は抑止の目的と機能を有し ているから著作権法上の技術的保護手段に含めるようにす べきとの報告書が出されていた。

現行法では、技術的保護手段を「機器が特定の反応をす る信号」を「音若しくは影像とともに」記録又は送信する 方式を技術的保護手段としている(2条1項20号)。

改正案では、これに加え「機器が特定の変換を必要とす るよう」「音若しくは影像を変換して」記録又は送信する 方式を含めるとしている。

それとともに、「特定の変換を必要とするよう変換され た著作物等」の「音若しくは影像の復元を行うこと」も技 術的保護手段の回避に含まれることとされている。

著作権法30条1項2号該当行為には同条1項柱書は適用 されない。したがって、改正法案では、暗号型の著作権保 護技術を無効化して行う複製には、権利制限規定が適用さ れないこととなる。当協会の長年の主張がようやく著作権 法改正へと結びついたものである。

なお、国立国会図書館のデジタル化資料の送信サービス については、31条1項3号の「入手することが困難な図書 館資料」を「絶版等資料」と定義し、「絶版等資料」に限 定して図書館等への送信サービスができる旨の規定を31条 に3項として追加するとしている。

改正法案では、施行日を来年1月1日、ただし技術的保 護手段に関する改正は本年10月1日を予定している。

<以下、国会に提出されている改正法案(抜粋)> ◇著作権法2条1項20号

「技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の 知覚によつて認識することができない方法(次号において 「電磁的方法」という。)により、第十七条第一項に規定 する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に 規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作 隣接権(以下この号、第三十条第一項第二号及び第百二十 条の二第一号において「著作権等」という。)を侵害する

行為の防止又は抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著 しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。 第三十条第一項第二号において同じ。) をする手段(著作 権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているも のを除く。) であつて、著作物、実演、レコード、放送又 は有線放送(次号において「著作物等」という。)の利用 (著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば 著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含 む。) に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする 信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線 放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若 しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とす るよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線 放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、 若しくは送信する方式によるものをいう。」

◇著作権法改正案30条1項2号

「二 技術的保護手段の回避 (第二条第一項第二十号に規 定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変 換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行 うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変 換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有 線放送に係る音若しくは影像の復元(著作権等を有する者 の意思に基づいて行われるものを除く。)を行うことによ り、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能と し、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結 果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の 二第一号及び第二号において同じ。)により可能となる複 製、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、 その事実を知りながら行う場合 |

◇第120条の2

「次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若 しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

・ 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能と する装置(当該装置の部品一式であつて容易に組み立て ることができるものを含む。)若しくは技術的保護手段 の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複 製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若 しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所 持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラム を公衆送信し、若しくは送信可能化する行為(当該装置 又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有す る場合にあっては、著作権等を侵害する行為を技術的保 護手段の回避により可能とする用途に供するために行う ものに限る。)をした者。

(消し線が削除、下線部が追加又は修正される箇所)

JASRAC、映画録音使用料の変更を届出

2月17日、日本音楽著作権協会(IASRAC)は文化庁 に劇場用映画の録音使用料率を12.5倍に引き上げること等 を内容とする使用料規程の変更(*1)の届出を行った。

それに先立つ2月2日、同協会より当協会に対して2 月14日を期限とする意見聴取の申し入れがあった。

映画録音の利用区分については、JASRACは著作権等 管理事業法上の指定管理事業者に指定されていない。そ のため、JASRACは使用料規程の変更について利用者代 表からの協議の申し入れに応諾する義務はなく、利用者 又は利用者団体の意見を聴取する努力義務を負うに留ま る。JASRACの意見聴取の申し入れはこの著作権等管理 事業法上の義務に基づくものである。

しかし本来、意見を述べるためには変更理由の説明を 充分に受け、その理由を吟味した上で意見をまとめる必 要がある。12.5倍という引き上げ幅の大きさとは裏腹に 意見聴取期限までわずか2週間足らず。急遽2月9日に 使用料規程変更案の説明会を開催しJASRACの説明を受 けた。13日に説明への疑問を質し同日回答を受けた。15 日にその回答内容を検討して意見案を作成し関係部会や 会員社の担当者へ提示して意見を求めた。こうして意見 がまとまったのは、IASRACが設定した期限の3日後の 朝であった。

遺憾ながらこの意見は何ら反映されることなく、使用 料規程の変更は意見を出したその日に届出がなされた。

当協会は、昨年の著作権等管理事業法に関する文化庁 の意見募集への意見の中で次の点を要望した(*2)。

- 「1. 利用者又は利用者団体からの意見聴取は、利用者 の要望を使用料規程に反映する重要かつ唯一の場であ る。現在の努力義務では意見聴取によって使用料規程の 適正さを保障するには不充分であり、意見聴取の実効性 が保障される環境を整備する必要がある。
- 2. 利用者団体からの意見聴取時期について、意見を述 べるに充分な期間を法定するなど、利用者が十分に使用 料規程の適正さを吟味して意見聴取に応じられるしくみ への見直しをご検討いただきたい。

今回のJASRACの使用料規程の変更は、改めて意見聴取 の実効性が保障される環境整備の必要性を感じさせた。

- (*1) JASRACが届け出た使用料規程
- http://www.jasrac.or.jp/news/pdf/12021701.pdf
- (*2) 「著作権等管理事業法に関連する規制への意見」
- http://www.jva-net.or.jp/news/news_111021/01/opinion.pdf

知財推進事務局へ意見書を提出

2月6日、当協会は、内閣官房知的財産戦略推進事務 局が実施した「『知的財産推進計画2012』の策定に向け た意見募集」に対し意見を提出した。その全文は以下の とおりである。

【全文】

[1] 「最先端デジタル・ネットワーク戦略」

1. 目標指標の第4項目の「児童生徒が授業の場におい て、1人1台の各種情報端末を活用してデジタルコン テンツを自在に利用できるようになる。」について

「知的財産推進計画2011」22頁で「小中高生の知的財産 に対する理解と関心を高める取組」が掲げられているよ うに、子供の頃から知的財産に関する理解や関心を持つ ようにすることが重要だと考えます。インターネット上 での著作権侵害の例をみるとデジタルコンテンツの利用 が適法な範囲を逸脱して、悪気なく著作権を侵害してい る場合も少なくありません。

そこで、デジタルコンテンツを活用する授業の場で、 併せて知的財産権教育を行うことは、小中高生の知的財 産に対する理解と関心を高める上で有効なのではないか と思います。ぜひそのような取り組みを実施していただ くよう希望いたします。

また、デジタル・ネットワークの利用が促進されてい くにあたり、ユーザーの皆様の利便性ということがます ます追求されていくと思いますが、一方で、利便性の向 上によって適法な範囲を越えたコンテンツの利用が容易 になることにも留意する必要があると思われます。利便 性の向上によって悪気無く著作権侵害をしてしまうこと の無いようユーザーの皆様に知的財産権に対するご理解 を深めていただく取り組みの重要性が考慮されて然るべ きだと思います。上記に限らず、さまざまな場面での ユーザーの皆様に知的財産権へのご理解を深めていただ く取り組みを行っていただくことも重要な課題の一つと してぜひ考えていただきたいと思います。

- 2. 「①コンテンツの電子配信を促進するとともに、我 が国の知的資産をデジタル・アーカイブして活用す る。」について
- (1) 個別権利制限規定の見直しについて

「知的財産推進計画2011」23頁から24頁では、「①コン

テンツの電子配信を促進するとともに、我が国の知的資産をデジタル・アーカイブして活用する。」としていますが、そのためには現行著作権法の個別権利制限規定のうち、英米独仏等の諸外国より大きな個別権利制限規定の正当性について再吟味の必要があると考えます。

非営利・無料ならば、常に著作物の通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を害さないといえるか疑問ですが、著作権法38条1項はそれだけで上映権を制限しています。例えばドイツ著作権法52条3項は「(3) 著作物を公衆に上演し、公衆提供し、又は放送すること、及び映画の著作物を公衆に上映することは、常に権限を有する者の同意を得た場合にかぎり許される。」(本山雅弘訳 「外国著作権法令集(37)―ドイツ編―」(2007年著作権情報センター))としていますので、わが国の上映権制限は広範すぎると思われます。この状態を維持したまま知的資産のデジタル・アーカイブ化が進められることには、著作権者の正当な利益を害し著作物の通常の利用を妨げる結果を招くのではないかとの懸念があります。

したがいまして、著作権法38条1項から「上映」の文言を削除する、又は著作権者の正当な利益を害する場合や著作物の通常の利用を妨げる場合には適用しない旨の規定を設ける等の見直しを要望いたします。

また、著作権法30条1項柱書は、私的使用目的であることと使用する者が複製することの2要件のみで複製権を制限しています。同条には、1項1号から3号に該当する場合の権利制限規定の適用除外や同条2項の複製権制限の代償措置が定められていますが、これらの規定を考慮しても、諸外国よりも大きな権利制限となっています。

とりわけ、DVDビデオの総合的な複製防止技術である CSSを回避して複製する行為を著作権法30条が許容して いると解されている現状は速やかに是正されるべきだと 考えます。一昨年来、関係各省庁でご検討が進められま した著作権法改正の速やかな実現を要望いたします。

3. 「②デジタル化・ネットワーク化の基盤を戦略的に整備する。」 (24頁以下) について

「知的財産推進計画2011」25頁では、施策例として、クラウド型サービスの環境整備やプラットフォームの競争環境整備が掲げられています。

コンテンツのクラウド型サービスが著作権侵害に問われることがあるとすれば、著作権侵害をクラウド型サービスを利用して行うからであり、クラウド型サービス特有の著作権法制度上の問題はないと思われます。

また、新たなグローバルなプラットフォームについて も、利便性ばかりを追求してコンテンツの権利保護に欠 けるものであってはならないと考えます。

デジタル化・ネットワーク化の基盤整備にあたっては、利便性のみにとらわれることなく、コンテンツの権利保護への適正な配慮をお願いいたします。

4. 「③グローバルな著作権侵害への対応を強化する」 について

(1) CJマーク事業について

「知的財産推進計画2011」25頁26頁では、「③グローバルな著作権侵害への対応を強化する」との項目がありますが、その実現のために、CJマーク事業への支援継続を要望いたします。

映像コンテンツに関しては、海賊版や動画投稿サイトなどでの違法配信の横行がアジアでの流通促進の障害となっており、日本の著作権者等は、コンテンツ海外流通促進機構内のCJマーク委員会が中心となりアジア地域における日本コンテンツの著作権侵害に対して、具体的な権利行使を実施(CJマーク事業)し、成果を挙げています。

しかしながら、日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであり、CJマーク事業の継続の必要がありますので、日本政府からの支援継続を要望いたします。

(2) プロバイダによる侵害対策措置の促進について

著作権者は、日々、プロバイダに対し無許諾でアップロードされたコンテンツの削除を要請していますが、削除してもすぐにアップロードされる「いたちごっこ」が続いています。このような状況の解決のため、プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入等、抜本的解決の仕組みの導入を早急に検討していただくことを要望いたします。

(3) ACTAについて

昨年調印されたACTAが批准され発効することによって、著作権侵害のない適正な国際市場が形成されることと期待しています。著作権侵害のない国際市場を拡大するため、さらなる加盟国の拡大を図るようお願いいたします。

[2] クールジャパン戦略について

1. クールジャパン創造の推進のための税制面等での支援について

「クールジャパン」の核となる優れたコンテンツの創出 のためにも、コンテンツ制作に対する税制面等での支援 を至急検討していただくよう要望いたします。

コンテンツ制作については、欧米や韓国では様々な支援策がとられており、最近の韓国のコンテンツの優勢をみても、このような支援策がコンテンツ強化に有効なのではないかと思われます。わが国でもこのような支援策の検討が有用だと考えます。 以上



第310、311回定例理事会報告

第310回定例理事会は、2月7日(火)午後2時より協 会会議室において開催された。議事の要旨は次の通り。

第1号議案 2012年度事業計画書(案)承認の件…承認

第2号議案 音楽著作権管理者養成講座開催の後援名義 使用承認の件…承認

その他、報告事項は次の通り。

協賛会員の退会について、各部会報告について、2012年 賀詞交歓会開催結果について、不正競争防止法違反警告 文発送について、『暁の脱走』事件最高裁判決につい て、SARVH・東芝補償金訴訟判決ならびに私的録画補償 金の今後の取り扱いについて、国会図書館から公立図書 館等への公衆送信権制限立法について(経過報告)、 2011年11月度・12月度ビデオソフト売上速報について、 DVD・BDハード出荷実績について。

第311回定例理事会は、3月6日(火)午後2時より協 会会議室において開催された。議事の要旨は次の通り。

第1号議案 2012年度収支予算書(案)承認の件…承認

第2号議案 「NPO法人JAVCOM No.133セミナー」に対

する後援名義使用承認の件…承認

第3号議案 「IMC Tokvo 2012 | に対する後援名義使用

承認の件…承認

その他、報告事項は次の通り。

各部会報告について、映画録音使用料についての使用料 規程変更に関する意見聴取について、2011年統計調査報 告書について、2012年1月度ビデオソフト売上速報につ いて、DVD・BDハード出荷実績について、映像配信に ついて。

違法对策活動。

全国都道府県警察に感謝状を贈呈

昨年11月28日から30日の間に全国47都道府県で一斉取締 りを実施したファイル共有ソフト等を通じた映画、音楽、 ゲームなどの著作権法違反事件に関し(『JVA REPORT No.150 | 既報) 、3月13日 (火) 、全国の都道府県警察に 対し、感謝状の贈呈を行った。感謝状は、不正使用品対策 協議会と事件に係わった加盟団体の連名によるもので、当 協会会議室において、不正商品対策協議会を代表してJVA 後藤専務理事・事務局長より東北管区警察局広域調整第一 課課長補佐に感謝状が手渡された他、全国7管区警察局及 び37都道府県警察本部宛に贈られた。

また、当協会の1月、2月度の違法対策活動は、青森 県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、東京都、静岡県、 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島 県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県の195店に対し調 査・折衝を実施した。調査結果は、廃業等111店を除く実 質営業84店中、海賊版所持1件、セル用DVDのレンタル 転用26件の違法行為が確認された(違法行為確認率 32%) 。

1月、2月 実地調査による調査実績

1771 -77 20	心師且でいる間且大城	
調査店		195店
営業店数		84店
違法行為	海賊版所持	1件
確認件数	セル用商品のレンタル転用	26件
海賊版確認数	•	DVD 9枚
刑事告訴事件	数	2件
警察による海貝	成版押収数	DVD 430枚
違法行為確認	率	32%

JVA後藤専務理事・事務局長 (不正商品対策協議会事務局長) から、 東北管区警察局佐藤祐治広域調整第一課課長補佐に感謝状を贈呈



調査状況一覧表

细术协员		内 訳		海賊版·	サンプル版名	頒布所持	セル商品の
調査地区	許諾店	無許諾	廃業等	所持店	確認数	回収数	レンタル転用
青森県	1		1				1
岩手県	1						
秋田県	2	2					3
宮城県	1						1
福島県	1	1					1
東京都	2		53				
静岡県			1				
福井県	12		18				2
三重県	6	1	6				2
滋賀県	12		7				
京都府	5		5				1
大阪府	3	5	2				8
兵庫県			1				
広島県	2						1
山口県	11	1	2				1
愛媛県	1			1	9	7	
佐賀県	8	1	10				4
熊本県	4	1	5				1
合 計	72	12	111	1	9	7	26



国際部会開催報告

2011年度の国際部会が3月23日、JVA会議室において 開催された。大下部会長(バンダイビジュアル株式会社 代表取締役社長)の開会挨拶に続き、事務局から以下4項 目について報告された。

1. ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)に関して ACTAは、2005年に開催されたグレンイーグルサミッ トにおいて当時の小泉総理大臣が、世界に向けて提唱し た「知的財産権の侵害、特に模倣品・海賊版の拡散防 止」を目的とした国際条約である。

2011年10月に日本を含む8ヶ国で署名され、2012年1 月にはEUとその加盟国(22ヶ国)が新たに署名した。

また、TPP交渉における著作権に関わる概要の説明が 行われた。

2. 中国・映画ビジネスに関する最近の動向

近年のスクリーン数、興行収入、入場料金の推移等の 報告と、米国映画のスクリーンクォーター(上映規制) 緩和についての合意に関し説明された。

3. CODA (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機 構) の活動に関して

CODA事務局担当部長・坂田氏より、侵害対策とし て、CJマーク事業(共同エンフォースメント)と違法配 信対策(自動コンテンツ監視・削除センター実証実験) を中心とした「CODAの取組について」のプレゼンテー ションが行われた。

共同エンフォースメントの成果として、中国、香港、 台湾の3カ国において、2012年3月までに11.945件の取 締りが実施され、逮捕者3,320名、6,212,495枚の海賊版 DVD等が押収された。日本コンテンツに特化した対策と して、上海と台湾の一斉取締りの報告があった。

また、2009年度より中国、韓国などの違法投稿動画へ の対応要請通知機関として設置された「自動コンテンツ 監視・削除センター」(仮称)が、順調に稼働し、削除 要請に対して、ほぼ100%削除される様になった旨の報告 があった。

4. オンライン動画配信の現状

オブザーバーとして出席した(株)クロスワープ 取締役 コンテンツセキュリティ事業部長・宮川氏より、CODA の「自動コンテンツ監視・削除センター実証実験」に関 連した中国の動画配信の詳細な現状解説が行われた。

中国に於ける侵害対策の難しさが浮き彫りになったが、 今後も政府機関・関連省庁・関係団体との連係を図りなが ら、たゆまぬ努力を続けることの大切さが再認識された。

THE ANTI-COUNTERFEITING ASSOCIATION 不正的品效策的最多

不正商品対策協議会 (ACA) 定時総会開催報告

3月21日、不正商品対策協議会の第27期(2012年度) 定時総会がホテルモントレ銀座において開催された。

桐畑敏春代表幹事(JVA会長)の議事進行により、

- (1) 2011年度事業報告及び2011年度決算報告承認の件
- (2) 2012年度事業計画及び2012年度収支予算承認の件 の議案が諮られ、全会一致で承認された。

議案要旨については、以下の通り。

2011年度は、警察庁をはじめ関係官庁、関係団体との 緊密な連携の下に、知的財産の保護と不正商品の排除に 係わる諸事業を積極的に展開した。主要行事として、 「第12回アジア知的財産権シンポジウム~エンターテイ ンメントビジネスの飛躍~| (日本経済新聞社と共催で 3月4日に開催)及び、広報・啓発キャンペーン「第25 回ほんと?ホント!フェアin 大阪」(11月19日(土)、 20日(日))を開催した他、7行事に出展参加した。ま た、知的財産保護に関する啓発ポスターとリーフレット 「STOP!ネットでの知的財産権侵害」を製作し、全国 の警察本部・警察署、全国税関など関係各所に合計 14,132部を配布するとともに、ACAイベント等で広く配 布した。

調査・研究部会の活動としては、コンテンツ海外流通 促進機構(CODA)の「CJマーク委員会」に積極的に協 力した他、著作権団体と電気通信事業者団体との間で組 織される「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対 策協議会」(CCIF)の事務局を担当し、CCIFの諸活動 に参加した。

2012年度も、国内外の情勢を踏まえ、新たな時代に相 応しい「知的財産の保護と強化」に向けて、協議会設立 当時の原点に立ち戻り、警察庁をはじめ関係官庁ならび に国内外の関係団体との緊密な連携を強化し、各事業を 積極的に推進していくこととした。事業計画としては、 第26回 広報・啓発キャンペーン/不正商品防止イベン トを東京都で秋頃の開催を視野に企画する他、「アジア 知的財産権シンポジウム」については2013年の開催を予 定し準備を進める。またこれらイベントの要旨について は、企画・広報部会で慎重に検討して広報・啓発活動に 努めることとした。さらに、啓発ポスター&リーフレッ トを製作・配布し、知的財産の保護に関する広報・啓発 活動を推進する他、調査研究活動についても昨年度と同 様に力を入れることとした。



台湾で日本コンテンツ海賊版専売店を一斉取締り

CODA事務局

2012年3月1日、台湾の保護智慧財産権警察 (IPR警 察) 大隊は、台北市内とその周辺に所在する海賊版販売 店3店舗の一斉取締りを実施した。IPR警察では昨年11月 より、CODAの要請に基づいて日本コンテンツの海賊版 取締りを継続しており、今回を含むこれら一連の取締り の結果、4カ所の夜市で露天商を含む5店舗を摘発し、 それぞれの経営者を逮捕、合計で約1万枚の日本コンテ ンツの海賊版DVDが押収された。これらの取締りは、台 湾において蔓延する日本のテレビ番組の海賊版を排除す る目的で実施されたもので、台湾全土に広がっていると みられる日本コンテンツ専門の海賊版販売店に対象を 絞った、台湾における初めての取締り案件となった。

CODAでは一昨年、現地において日本のテレビ番組 を中心とした海賊版が蔓延している状況を確認したた め、現地の著作権保護促進・侵害監視を目的とする公 益財団法人「台湾著作権保護基金会」(TFACT)と業 務提携をし、ともに内偵調査を実施した結果、日本コ ンテンツを専門で取り扱う海賊版販売店が多数確認さ れるなど、被害が甚大であることが判明した。TFACT の調査によると、台湾全土では約60店舗の日本コンテ ンツ専門の海賊版販売店が存在しており、市場に出 回っている海賊版は約30万枚と推定されている。ま た、工場などで製造過程にある海賊版ディスクも合わ せると、100万枚以上の海賊版が存在していると推測さ れる。テレビドラマの場合、日本での放送終了後2週 間程度で台湾の市場に海賊版として出現し、1枚当た り100台湾ドル(約300円)前後で販売されている。こ のためCODAでは、日本の放送事業者である各権利者 への情報提供等を行い、その結果、CODA企業会員5 局の要請を受けて、現地における具体的な対応策に関 する諸準備をスタートしていた。

3月1日に行われた家宅捜索では、台北市内の2店舗



斉取締りでIPR警察に押収された海賊版(提供:TFACT)

と新北市内の1店舗が対象となった。このうち台北市内 の2店舗は、観光客などで賑わう「饒河街夜市」に所在 しており、夕刻、店舗の営業開始を確認して実施された 強制捜査は大勢の買い物客等が見守る中で粛々と行わ れ、このうち1店舗では「坂の上の雲」や「家政婦のミ タ」、「深夜食堂 第二部」などの最新の日本ドラマを 含む、約6.500枚の海賊版DVDが押収された。

これに先立ち、IPR警察では、CODAの要請に基づい て、昨年11月より日本コンテンツ海賊版の集中的な取締 りを開始し、同月に台北市内の「通化街夜市」で露天商 を摘発したのを皮切りに、12月には同市内の「士林夜 市」で海賊版販売店を摘発していた。

3月3日には、これら一連の取締りの結果を報告するた め、新北市のIPR警察大隊本部で記者発表が開催された。記 者発表にはCODAから後藤健郎専務理事が出席し、同警察 への謝意を述べるとともに、今後も引き続き、同警察およ びTFACTとの連携を深め、台湾における日本コンテンツの 権利保護を進めていくことを説明した。またIPR警察大隊長 に対して、一斉取締りに対する感謝盾の贈呈も行った。

CODAでは、この一斉取締りを非常に大きな成果と考 え、海賊版の製造業者、流通業者に対する今後の大きな 抑止力になることを期待している。しかしながら、今回 の取締りのみで台湾の市場が一気に正常化するものでは なく、この成果で如実になった被害の状況は「氷山の一 角」にすぎない、とも考えている。

日本コンテンツの海賊版への対応は、長期的視野に立 ち、定期的かつ継続的に行なっていく必要がある。 CODAはこれまでも、トレーニングセミナー(真贋判定 セミナー)等を通じてIPR警察とは良好な関係を構築し てきた。今後も、市場調査などを引き続き行い、 TFACTとの連携のもとに、効果的な事件取締りをIPR警 察に要請していきたいと考えている。



▲IPR警察本部での記者発表で説明する後藤CODA専務理事 (JVA専務理事・事務局長)





JVA業務部次長兼事業課長 駒崎武一

第3回 「UltraVioletについて」

2011年10月にWarner Bros.は、最初のUltraViolet (UV) 対応の「Horrible Bosses」という作品をBD/DVDで発売しました。そこで今回は、このUVについて説明していきます。

UVは、2010年7月にDigital Entertainment Content EcoSystem LLC (DECE) が、映画やテレビ作品の記録、 配布、視聴するための新しいコンセプトとして発表したコ ンシューマー向けのブランド名です。DECEは、2008年9 月に、Warner Bros.を始めとするハリウッド主要スタジオ やソニーなどの家電メーカー、MicrosoftやIntelなどのIT 企業21社が参加して設立した業界団体で、デジタルメディ アの利用を所有する機器のメーカーや符号化方式、DRM の違いなどを気にすることなく楽しめるようにすることを 目的としています。つまりCDやDVD/BDなどがどこのス タジオの作品を、どこのショップで購入しても、どこの ハードメーカーのプレーヤーでも再生できるような環境 を、デジタルコンテンツでも実現しようということです。 この背景には、AppleがiPodやiPhone、iPadとiTunes Storeによってコンテンツ流通を垂直統合していることに 対する危機感があったと考えられます。また、このように 垂直統合されたサービスでは、そのサービスが停止された 場合に、購入済みのコンテンツの利用ができなくなるので はないかという不安や、コピー防止技術で保護されている DVD/BDと比べても、デジタルコンテンツの方が自由な 利用ができないなどの理由から、消費者がデジタルコンテ ンツを利用することをためらっているのではないかという 懸念もありました。コンテンツプロバイダー側からも、対 応すべきファイル形式がサービスごとに異なっていたり、 マーケット範囲が限定されるなど、投資に見合う収益が得 にくい状況となっていました。

UVの目標は、このような課題を解決しデジタル化によるオープンな市場を創設することにあります。そのための共通ファイルフォーマットを規定することで、一つのファイルを複数のDRMシステムで利用できるようにし、複数の配信システムによる利用を可能としています。また、一つのファイルに複数の画面サイズのプロファイルを持たせることで、複数の解像度や画面サイズで利用できるようにしています。共通ファイルフォーマットは、既存のDRMシステムやH.264やAACなど業界標準の技術で構築されており、採用を容易にしています。

UVでは、参加する企業が様々な役割を果たすことで、ひとつのエコシステムを形作っています。まず、コンテンツプロバイダーはコンテンツのライセンスをUV対応で販売します。これをリテーラーが、オンラインストアや実店舗でUV対応コンテンツとして販売します。ダウンロードサービスプロバイダ(DSP)やロッカーアクセスサービスプロバイダ(LASP)は、UV対応コンテンツを購入した消費者にダウンロードファイルとして提供したり、ストリーミング配信を提供します。この時に、消費

者のユーザーアカウントやデバイス、コンテンツサービ スとデバイスの互換性の確保を提供するのが、DECE コーディネーターの役割となっています。デバイス・ メーカーは、UV対応のBDプレーヤーや対応ソフトウェ アを提供します。UV対応デバイスでは、DVDやBDの挿 入時にUV対応ディスクであることを認識すると、自動的 にユーザーアカウントにコンテンツを登録できます。ま た、一部のコンテンツプロバイダーは、購入済みのUV非 対応のDVD/BDでも、ストリーミング配信やダウンロー ドサービスを割安に提供することを予定しており、Wal-Martもこれに協力することを発表しています。一つの会 社が複数の役割をはたすこともできますが、DECEコー ディネーターは、Neustar社のみが務めます。Newstar社 は、ウェブポータルとしてUVのホームページの運営を行 ない、ここでユーザーアカウントの登録や変更、登録し たデバイスの管理などを提供します。

DSPやLASPは、1ユーザーアカウントに対し家族または同居する6人までの利用と12台までのデバイスでの利用を許可しています。また、ストリーミング配信は同時に3台のデバイスで利用が可能で、ストリーミング配信の提供期間は少なくとも1年間、1年後からは、有料で配信するオプションもあるようです。また、ダウンロードサービスも少なくとも3回まで、1年間は提供するとしています。ダウンロードしたファイルは、利用登録済みのデバイス間であれば自由にコピーすることができ、異なるDRMを使用しているデバイス間でも再ダウンロードをすることなくDRMの管理情報のみをサーバとの間で交換するだけとしています。また、DVDやBD、SDカードなどに保存できるファイルは1回だけダウンロードできるようになっており、5年間はこれを提供することになっています。

UVの目標が達成されるならば、消費者にとってかなり魅力的なサービスとなりそうですが、現状は一部のサービスの提供に留まっています。また、UV対応コンテンツが少ないことやメジャースタジオの中でもWalt Disneyが参加しておらず、またIT企業の中では、当然のことながらAppleが参加していないことから、消費者に多少の混乱を生じさせているようです。さらに、消費者の声に押され、Warner Bros.などはiPadなどiOSアプリとしてUV対応コンテンツを提供せざるを得なくなっているのが現状のようです。

DECEは、UVを海外市場へも展開することを計画しており、英国では既に提供が開始されています。当然、日本市場での提供も予想されますので、今後の展開には注意する必要がありそうです。

リレーエッセイ







バンダイビジュアル(株) 伊藤孝之氏からのご紹介

●藤岡 修 氏(㈱)ハピネット 常務執行役員ピクチャーズユニット統括)

「今夜もフェンダーギターが…」

さて、リレーエッセイの依頼を受けたのは良いのですが、何を書こうかと迷ってしまい、考え抜いた挙句、過去の趣味の事を書いてみます。

遡る事40年前、当時はロックとフォークの全盛時代でした。私も音楽に傾注し始めたのがこの頃で、フォークにはいかず、ロックにのめり込み始めました。当然、当時はCDは無く、ロック雑誌を読んではレコードを買い漁っていた事を思い出します。さてここからですが、よくある話、ロックを聴けば聴くほど、ギターに興味が湧き始め、自分で弾きたい衝動に駆られギターを買う訳です。ただ、何の知識も無く、何を買っていいのかもわからず、とりあえずヤマハのフォークギター(ロックなのにエレキギターではない)を買いました。今でも最初のギターを買った時の喜びを鮮明に覚えています。

こうして買ったギターを持ち帰って触ってみる訳ですが、前述の通り知識が無い為に、どうやって弾いたらいいのかがさっぱりわかりません。早速、ギターの教則本を買ってみたものの、これが全く面白くない。当然なのですが、コード表が有り、それぞれの指で弦を押えても音が鳴らない。押さえられても右手のピッキングがわからないという状態でした。(最初は誰でもそうなのですが)それでもめげずに練習をし、大学に入学するまでにはとりあえずコードで曲を弾けるレベルにはなっていました。

さて、ここからが本番の話になっていきます。大学では工学部の専攻でしたが、趣味の世界から抜けきれず、音楽のサークルに入部しました。入部したのはいいのですが、私よりはるかに上手い連中(女性も)ばかりで、最初の頃は止めようかなと何時も考えていました。このサークルはバンドを組まないと全く面白くないサークルで、バンドがないと全体で歌を歌う(コーラス隊?)だけのつまらないものでした。まあ私の

実力ですからバンドを組もうという声もかからず、 悶々としている時に運命の出会い(単なる腐れ縁)が 有り、バンドを組む事になったのです。組む理由は簡単で、ビートルズが好きだという理由だけです。ここ からが本格的ギター修行の始まりです。

バンドは4人編成でギター2台、ベース、ドラムスの編成です。当然、実力がないので私のパートはサイドギターです。サイドギターといってもエレキギターを持った事も弾いた事も無く、上手くいく訳がありません。ただ幸いにも、ドラムスも初心者で私だけが足を引っ張る話ではないのが救いでした。他の2人はレベルが違っており、アルバム全曲を2時間位でコピーとバンドを組んだなと思います。とは言ってもバンドを組んだなと思います。とは言ってもバンドを組んだ訳ですから何とかしなければなりません。この時から、学業そっちのけで練習に没頭していました(もちろん教えてもらう方ですが)。

又、ライブハウスにも通い始めギターテクニックを盗もうと昼夜逆転の生活を送っていました(そのせいで、大学を留年する事になります。(笑))。しばらくこんな生活が続き、バンドの方も一応格好がつく形にはなっていき、日々の練習のおかげでどんな曲にも(大した事はないですが、)一応アドリブが出来るまでのレベルになっていました。そこで何を思ったか、プロのミュージシャンへの衝動に駆られライブハウス浸りの日々が続きます。ただ、浸れば浸る程、とにかく皆上手い。これで生計を立てるなど不可能に近いと思い、全てを断念してギターをやめました。

今夜もフェンダーのストラトキャスターが錆びて(泣 くじゃない)います。

▼日誌に見る協会の動き

【1月】

- 4日 仕事はじめ
- 6日 新年賀詞交歓会(アルカディア市ヶ谷)
- 12日 関西地区連絡協議会 新年賀詞交歓会
- 13日 中部地区連絡協議会 新年賀詞交歓会
- 16日 CODA有識者委員会
- 18日 CODA定例会
- 19日 法制度委員会·私的録画補償金担当者会議
- 20日 業務使用対策委員会
- 23日 CJマーク委員会
- 24日 暴力団排除条例研修会
- 25日 消費者委員会
- 26日 業務部会幹事会

【2月】

- 3日 ACA企画広報委員会
- 6日 キャンペーン小委員会
- 7日 定例理事会
- 8日 マーケティング委員会
- 9日 著作権部会(JASRAC使用料変更説明会)
- 14日 総合連絡委員会
- 16日 著作権部会
- 21日 CODA企画委員会
- 23日 業務部会幹事会
- 27日 CODA有識者委員会
- 28日 広報委員会

【3月】

- 1日 統計調査委員会
- 5日 法制度委員会·ACA企画広報部会
- 6日 定例理事会
- 7日 マーケティング委員会
- 9日 業務使用対策委員会
- 13日 統計記者発表 総合連絡委員会
- 15日 ACA(CCIF)会議 著作権部会
- 22日 業務部会幹事会
- 23日 国際部会
- 27日 統計調査委員会
- 30日 BBマルチメディア委員会

統計

2011年12月度

(金額:百万円 数量:千枚)

				12	月	夷 維	ί					1 月	~ 12	月の昇	計		
	金 額	構成比	前年 同月比	数量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	16,272	72.3%	78.4%	4,686	63.7%	68.1%	568	96.6%		123,888	61.7%	87.9%	39,486	57.7%	84.2%	5,479	86.2%
レンタル店用	6,137	27.3%	86.8%	2,648	36.0%	82.7%	654	91.3%		75,685	37.7%	96.7%	28,414	41.5%	96.6%	6,385	99.8%
業務用	82	0.4%	103.8%	17	0.2%	32.7%	36	400.0%		1,186	0.6%	114.0%	588	0.9%	86.3%	236	265.2%
DVDビデオ	22,491	75.1%	80.6%	7,351	80.8%	72.6%	1,258	95.8%	増 7社 減 23社 その他 1社	200,759	76.7%	91.1%	68,488	82.7%	88.9%	12,100	94.2%
販売用	7,119	95.4%	99.3%	1,513	86.6%	71.3%	239	116.6%		58,200	95.2%	129.6%	12,886	89.9%	115.4%	1,943	118.4%
レンタル店用	344	4.6%	84.7%	229	13.1%	129.9%	175	250.0%		2,884	4.7%	122.4%	1,371	9.6%	95.0%	747	184.9%
業務用	3	0.0%	60.0%	4	0.2%	152.2%	0	ERR		73	0.1%	121.7%	71	0.5%	430.9%	2	ERR
ブルーレイ	7,466	24.9%	98.5%	1,747	19.2%	75.9%	414	150.5%	増 18社 減 9社 その他 1社	61,157	23.3%	129.3%	14,328	17.3%	113.4%	2,692	131.6%
合 計	29,957	100.0%	84.4%	9,097	100.0%	73.2%	1,672	105.3%		261,916	100.0%	97.9%	82,816	100.0%	92.4%	14,792	99.4%

- ◎今月の売上報告社数……31社(*前年同月の報告社数:31社) 無回答社……1社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
- ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。
- ◎累計値には、1月~6月の数値として、2011年上半期調査による数値(統計報告書Vol.72)を用いている。
- ◎7月度調査からUMDを調査の対象外としている。そのため、ビデオソフトの総売上についての前年同月比、前年同期比の算出の際には、当該期のUMDの実績を除いた数値を用いている。

※累計数字は速報値の累計のため、2011年の統計報告書(Vol.73)の確定値と誤差が生じている点に注意

2012年1月度

(金額:百万円 数量:千枚)

				1	月 匀	E 績				1月~1月の累計							
	金 額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同月比	新作数	前年同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年同期比	数量	構成比	前年同期比	新作数	前年同期比
販売用	7,371	57.4%	60.7%	2,256	50.8%	57.6%	368	72.3%		7,371	57.4%	60.7%	2,256	50.8%	57.6%	368	72.3%
レンタル店用	5,398	42.0%	88.7%	2,161	48.7%	104.7%	908	160.7%]	5,398	42.0%	88.7%	2,161	48.7%	104.7%	908	160.7%
業務用	80	0.6%	70.8%	22	0.5%	76.3%	64	6400.0%]	80	0.6%	70.8%	22	0.5%	76.3%	64	6400.0%
DVDビデオ	12,849	72.6%	70.1%	4,439	80.0%	73.9%	1,340	124.7%	増 7社 減 22社 その他 1社	12,849	72.6%	70.1%	4,439	80.0%	73.9%	1,340	124.7%
販売用	4,646	95.8%	108.2%	1,005	90.5%	126.2%	138	153.3%		4,646	95.8%	108.2%	1,005	90.5%	126.2%	138	153.3%
レンタル店用	202	4.2%	104.1%	104	9.4%	134.1%	22	32.8%		202	4.2%	104.1%	104	9.4%	134.1%	22	32.8%
業務用	0	0.0%	0.0%	1	0.1%	131.2%	0	ERR		0	0.0%	0.0%	1	0.1%	131.2%	0	ERR
ブルーレイ	4,848	27.4%	107.9%	1,110	20.0%	126.9%	160	101.9%	増 18社 減 10社 その他 1社	4,848	27.4%	107.9%	1,110	20.0%	126.9%	160	101.9%
合 計	17,697	100.0%	77.5%	5,549	100.0%	80.6%	1,500	121.8%		17,697	100.0%	77.5%	5,549	100.0%	80.6%	1,500	121.8%

- ◎今月の売上報告社数……31社(*前年同月の報告社数:31社) 無回答社……1社
- ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
- ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。
- ◎2011年7月度調査からUMDを調査の対象外としている。そのためビデオソフトの総売上についての前年同月比、前年同期比の算出には、当該期のUMDの実績を除いた数値を用いている。

2012年2月度

(金額:百万円 数量:千枚)

	2 月 実 績									1月~2月の累計							
	金 額	構成比	前年 同月比	数量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	8,612	57.4%	102.1%	2,735	51.7%	93.2%	444	109.6%		15,983	57.4%	77.7%	4,991	51.3%	72.8%	812	88.8%
レンタル店用	6,305	42.0%	94.4%	2,484	47.0%	97.0%	556	112.6%		11,703	42.0%	91.7%	4,645	47.7%	100.4%	1,464	138.2%
業務用	79	0.5%	86.8%	71	1.3%	258.4%	49	ERR		159	0.6%	77.9%	93	1.0%	164.8%	113	11300.0%
DVDビデオ	14,996	71.0%	98.6%	5,290	81.2%	95.8%	1,049	116.7%	増 14社 減 16社 その他 0社	27,845	71.7%	83.0%	9,729	80.6%	84.3%	2,389	121.0%
販売用	5,797	94.7%	201.7%	1,085	88.6%	166.7%	203	189.7%		10,443	95.2%	145.7%	2,089	89.5%	144.4%	341	173.1%
レンタル店用	322	5.3%	130.4%	140	11.4%	61.2%	35	79.5%		524	4.8%	118.8%	243	10.4%	79.7%	57	51.4%
業務用	3	0.0%	100.0%	1	0.1%	35.3%	1	ERR		3	0.0%	42.9%	2	0.1%	66.5%	1	ERR
ブルーレイ	6,122	29.0%	196.0%	1,225	18.8%	139.2%	239	158.3%	増 24社 減 5社 その他 0社	10,970	28.3%	144.0%	2,335	19.4%	133.1%	399	129.5%
合 計	21,118	100.0%	115.2%	6,515	100.0%	101.7%	1,288	122.7%		38,815	100.0%	94.3%	12,064	100.0%	90.8%	2,788	122.2%

- ◎今月の売上報告社数……31社(*前年同月の報告社数:31社) 無回答社……1社
- ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
- ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。
- ◎2011年7月度調査からUMDを調査の対象外としている。そのためビデオソフトの総売上についての前年同月比、前年同期比の算出には、当該期のUMDの実績を除いた数値を用いている。

一般社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名(五十音順) 2012年4月1日現在

■ 正会員(32 社)

(株)アニプレックス

アミューズソフトエンタテインメント(株) ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)

エイベックス・マーケティング(株)

(株)エスピーオー

(株) NHK エンタープライズ

㈱角川書店

ギャガ(株)

キングレコード(株)

ジェネオン・ユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)

㈱小学館

(株)ショウゲート

松竹㈱

(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント

(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント

㈱第一興商

TCエンタテインメント(株)

東映ビデオ(株)

東宝㈱

東宝東和㈱

㈱東北新社

20世紀フォックス

ホームエンターテイメントジャパン(株)

日活(株)

(株)バップ

(株)ハピネット

パラマウント ジャパン(株)

バンダイビジュアル(株)

ビクターエンタテインメント(株)

(株)ポニーキャニオン

(株)メディアファクトリー

ユニバーサルミュージック(同)

ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

■ 協賛会員(20 社)

㈱一九堂印刷所

(株) IMAGICA

カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)

(株)キュー・テック

㈱金羊社

(株)ケンメディア

(株)シーエスロジネット

(株)ジャパン・ディストリビューション システム

㈱星光堂

ソニー PCL (株)

大日本印刷(株)

東芝デジタルフロンティア(株)

東洋レコーディング(株)

(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ

日本出版販売㈱

日本レコードセンター(株)

ビクタークリエイティブメディア(株)

(株)富士フイルムメディアクレスト

(株)ムービーマネジメントカンパニー

メモリーテック(株)

